たつの市住宅耐震化補助金代理受領制度取扱要領（内規）

（趣旨）

第１条　この要領は、たつの市住宅耐震化補助金交付要綱（平成２７年告示第６１号。以下「要綱」という。）第１１条の２の規定に基づき、交付決定者が、当該補助金の交付の請求及び受領を、当該補助金に係る補助事業の契約を締結した者（以下「耐震事業者」という。）に委任する場合（以下「代理受領制度」という。）の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要領において使用する用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

（対象）

第３条　代理受領制度の対象となる補助事業は、次に掲げるものとする。

（１）　住宅耐震改修計画策定費補助事業

（２）　住宅耐震改修工事費補助事業

（３）　簡易耐震改修工事費補助事業

（４）　屋根軽量化工事費補助事業

（５）　シェルター型工事費補助事業

（６）　除却工事費補助事業

（７）　防災ベッド等設置補助事業

（事前届出）

第４条　代理受領制度を利用しようとする申請者は、住宅耐震化補助金交付申請書を提出する際に、代理受領制度に係る事前届出書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、住宅耐震化補助事業完了実績報告書を提出する前までに提出するものとする。

（事前届出の取下げ）

第５条　交付決定者は、前条の届出を取り下げようとするときは、住宅耐震化補助事業完了実績報告書を提出するまでに代理受領制度に係る取下届（様式第２号）を市長に提出しなければならない。

２　交付決定者が住宅耐震化補助金交付申請書を取り下げたときは、前条の届出も取り下げられたものとみなす。

（事前届出の内容の変更）

第６条　交付決定者は、第４条の届出の内容を変更するときは、代理受領制度に係る変更届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第７条　交付決定者は、代理受領制度を利用して補助金の支払いを受けようとすると

きは、住宅耐震化補助事業完了実績報告書を提出する際に、代理受領制度に係る補助事業内訳明細書（様式第４号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　交付決定者の印鑑登録証明書

（２）　代理受領制度に係る補助事業内訳説明書に記載する差引金額が支払われた工事代金の領収書の写し

（３）　代理受領制度に係る事前確認通知書の写し

（４）　代理受領制度に係る委任状（様式第５号）

（５）　前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認めるもの

（利用の取消し）

第８条　次の各号のいずれかに該当するときは、この要領に基づく手続きはなかったものとみなす。

（１）　市長が補助金の交付決定を取り消したとき。

（２）　市長が補助金の中止及び廃止を承認したとき。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、代理受領制度の利用を取り消すことができる。

（１）　虚偽の届出その他不正の行為があると判明したとき。

（２）　法令、要綱又はこの要領に違反したとき。

（３）　その他市長が代理受領制度の利用を不適当と認めたとき。

（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和７年５月２３日から施行する。